

福井大学修士(工学)学位授与に関する取扱要項

平成16年4月1日 工学研究科長裁定
直近改正 令和2年2月19日

(趣旨)

第1条 福井大学大学院工学研究科(以下「研究科」という。)における修士の学位に関する取扱いについては、福井大学学位規程(平成16年福大規程第30号。以下「学位規程」という。)及び福井大学大学院工学研究科規程(平成16年福大院工規程第1号。以下「研究科規程」という。)に定めるもののほか、この要項の定めるところによる。

(審査の申請)

第2条 修士論文の審査を申請する者(以下「申請者」という。)は、主指導教員の承認を得て、学位規程第4条の規定に基づき、次の各号に掲げる書類等を研究科長に提出するものとする。

- (1) 修士論文審査申請書 (別紙様式1) 1通
- (2) 修士論文 1編 (A4判横書きとし、和文又は英文とする) 1通

(修士論文の提出期限)

第3条 学位規程第4条の規定に基づく修士論文の提出期限は、次のとおりとする。

- (1) 3月修了予定者 2月10日
- (2) 9月修了予定者 7月10日

2 前項に定める日が日曜日のときは12日、土曜日のときは13日を提出期限とする。

(審査の付託)

第4条 研究科長は、修士論文審査の申請があったときは、学位規程第6条の規定に基づき教授会に審査を付託する。

(審査委員会)

第5条 教授会は、学位規程第6条の規定により修士論文の審査を付託されたときは、申請者ごとに次の各号に掲げる委員で構成する審査委員会を組織する。

- (1) 主指導教員を含め研究指導担当教員3名以上で構成する。この中には、教授2名又は教授1名及び准教授1名を含むものとする。
- (2) 必要があるときは、他の研究科、大学院又は研究所等の教員等を前号の委員に加えることができる。

2 前項の審査委員は、申請者が所属する当該コース長からの修士論文審査委員候補者名簿(所定の様式)による推薦に基づき、教授会において決定するものとする。この場合において、前項第2号に規定する教員等を推薦する場合は、当該審査委員候補者の研究歴を含む略歴書を添えるものとする。

3 審査委員会に、審査委員主査(以下「主査」という。)1人を置き、主指導教員を除く研究指導担当教員をもって充てる。

4 主査は、審査委員会を総括する。

(修士論文の審査基準)

第5条の2 修士論文は本研究科のディプロマ・ポリシーに基づき、以下の基準により総合的に審査する。

- (1) 当該領域の学問研究に貢献できる課題を含み、新規性若しくは有用性が明示されていること。
- (2) 文献資料などによる先行研究の調査や事実調査を行い、その結果を適切に引用するとともに、研究の目的を明示していること。
- (3) 研究の方法が明確かつ具体的に記述されていること。
- (4) 結果が正確に記述されていること。
- (5) 考察が論理的かつ説得力を持つこと。
- (6) 結論が明確に述べられていること。

(修士論文の公聴会)

第6条 審査委員会は、修士論文の公聴会を開催するものとする。

2 主査は、修士論文の公聴会の開催日程等を、原則として開催日の1週間前までに申請者に通知するとともに、各専攻に掲示をもって公示するものとする。

(修士論文審査等の実施)

第7条 審査委員会は、修士論文の審査及び最終試験を行うものとする。

2 主査は、最終試験の実施に関し必要な事項を申請者に通知するものとする。

3 最終試験は、修士論文の内容を中心とした関連のある分野について、筆答又は口答により行うものとする。

(修士論文審査結果等の審議)

第8条 審査委員会は、論文審査の結果及び最終試験の結果を審議し、学位授与に値するか否かを議決する。

2 論文審査及び最終試験の評価判定は、合格又は不合格とする。

(論文審査及び最終試験の報告)

第9条 審査委員会は、審査を付託された日から原則として2週間以内に、審査結果を修士論文審査及び最終試験結果報告書(別紙様式2)により教授会に報告しなければならない。

(学位授与の審議、議決)

第10条 教授会は、前条の報告に基づき、申請者に学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。

2 前項の議決をするには、教授会構成員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の賛成を必要とする。

(学位授与等)

第11条 学長は、学位規程第13条の規定に基づき学位を授与すべき者には、修士(工学)の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年7月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

1 この要項は、平成19年10月19日から施行し、改正後の福井大学修士(工学)学位授与に関する取扱要項(以下「新要項」という。)の規定は、平成19年10月1日から適用する。

2 平成19年3月31日以前に入学した博士前期課程の学生については、新要項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この要項は、平成21年4月22日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年6月12日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年6月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

1 この要項は、令和2年4月1日から施行する。

2 令和2年3月31日以前に入学した者及び当該者の属する年次に転入学、編入学又は再入学する者の修士論文の審査基準は、この要項による改正後の福井大学修士(工学)学位授与に関する取扱要項第5条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。